

第2回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議

日 時：平成29年7月31日（月）午後6時30分～
場 所：大島支庁4階 大会議室

会 次 第

1 開 会

2 大島支庁保健福祉環境部長あいさつ

3 地域医療構想調整会議の目的と第1回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議での主な論点について **<資料1>**

4 地域医療構想の推進に係る報告

奄美保健医療圏の平成28年度病床機能報告と地域医療構想における必要病床数との比較について **<資料2>**

5 検討事項

(1) 2025年将来推計人口に基づいた場合の各島における病床の必要量について **<資料3>**

(2) 要綱第7条に基づく専門部会の設置(案)について **<資料4>**

6 そ の 他

・平成29年度奄美保健医療圏地域医療構想調整会議スケジュール(案)について **<資料5>**

・医療法第7条第5項等に関する許可申請等について **<資料6>**

7 閉 会

奄美保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号、以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うため、奄美保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討する。

- (1) 奄美医療圏における将来の病床数の必要量を達成するための方策
- (2) 奄美医療圏における地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大島支庁長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、大島支庁長が招集する。

2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。

3 第4条、第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」

とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大島支庁保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月26日から実施する。

地域医療構想調整会議の目的と

第1回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議での主な論点

1 地域医療構想調整会議の目的

平成28年11月に策定された「鹿児島県地域医療構想」の推進に向け、各二次保健医療圏において、医療関係者や保険者等で協議を行うもので、主な協議事項は以下のとおり。

- 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- 病床機能報告制度による情報等の共有
- 医療介護総合確保促進法に基づく県計画に盛り込む事項に関する協議
- その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

2 第1回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議での主な論点

- 人材確保に向けた群島内でのネットワークが必要。
- 瀬戸内町と宇検村が連携し、医療連携推進法人の4月設立の準備を進めている。
- 病院間の連携の構築と役割分担の整理が課題。
- 回復期については、医療機関によっては、急性期でみているケースや慢性期のケースもあるのでは。
- 2025年に向け、余剰となる慢性期を在宅医療、訪問診療に転換していく必要がある。
- 地域医療構想と実際のデータにはギャップがあるが、2025年の病床機能の推計データは、各医療機関がどのような医療提供体制を構築すべきか、医療経営はどうあるべきかの試金石。
- 将来の必要病床数は、人口に対してのものであり、今後の議論に際し、島ごとのデータが必要となるのでは。
- 徳之島以南の医師が参加していない。徳之島以南の状況が不明では。
- 島ごとの病床数の必要性は分かるが、ネットワーク体制の構築が不可欠。
- 単に数字を示すのではなく、離島の実態を勘案すべき。
- 診療報酬が減額される中で、人口比のみで病床数を決められても、人材確保等を含め、病院経営は困難。
- 先に削減ありきではなく、各島の状況に応じた医療体制を議論し、必要な医療を提供するための医療機関の連携・協力について協議していく必要がある。
- 島別の状況把握が困難であれば、名瀬保健所、徳之島保健所管内での検討はできないか。
- 回復期のとらえ方が課題。現状では、保険点数でいう回復期病棟は群島内には無いが、リハビリテーション等、回復期と同じような治療は行われている。本来の回復期の必要量を検討する必要がある。

資料2

○奄美医療圏の平成28年度病床機能報告と地域医療構想における必要病床数との比較について

1 病床機能報告と2025（H37）年の必要病床数

医療機能	病床機能報告結果			地域医療構想		
	2025（H37）年ににおける医療需要		2025（H37）年における医療受給（医療提供体制）		必要病床数（床）	
	当該構想区域に居住する患者の医療需要（人/日）	現行の医療提供体制が変わらないと仮定し、患者の流出入が現状のまま継続するものとして推計（人/日）	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域により供給される量を算出し、推計（人/日）	病稼働率		
2016年（H28年） ①	2022年（H34年） ②	2025年（H37年） ③	患者住所地ベース	医療機関所在地ベース	A	
高度急性期	10	10	87.3	58.4	58.4	
急性期	1,085	1,066	309	349.4	290.4	
回復期	181	200	219	439.1	366.0	
慢性期	-	531	218	313.7	289.6	
休棟等	121	121	※1,182	-	314.6	
計	1,928	1,928	1,928	1,189.5	1,004.4	
					1,088.4	
					1,265	

※ 2025（H37）年分は任意報告であるため、「1,182床」には、無回答分を含む。

2 病床機能報告における病床数と2025（H37）年必要病床数との差

医療機能	H28年度報告との差		
	2016年（H28年） ①-A	2022年（H34年） ②-A	2025年（H37年） ③-A
高度急性期	△ 68	△ 68	-
急性期	712	693	-
回復期	△ 291	△ 272	-
慢性期	189	189	-
休棟等	121	121	-
計	663	663	-

※2025（平成37）年分は、無回答による休棟等のデータが大きいことから比較不能。

平成28年度病床機能報告マニュアル（厚労省）より抜粋

1. 病床機能報告制度について

1-1. 病床機能報告制度の概要

病床機能報告制度とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により改正された医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13に基づいて実施する制度です。

＜参考＞

- 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第三十条の三（略）

2（略）

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3（略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2・3（略）

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第七十五条の三 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 医療機関からは法律上、都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、事務作業の効率化のため、厚生労働省が事務局機能、全国共通サーバの整備等をみずほ情報総研株式会社に一部業務委託しています。

3. 報告項目の概要

3-1. 報告様式1における報告項目の概要

※詳細は報告様式1記入要領（「病院用」、「有床診療所用」）をご覧ください。

(1)「I 各病棟の病床が担う医療機能」について

病棟ごとに、以下の各時点につき、病棟単位の医療機能を下記の表の4つの機能（高度急性期機能／急性期機能／回復期機能／慢性期機能）の中から、各医療機関のご判断で必ず1つを選び、ご回答ください（回答必須）。

なお、特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取り扱いとして、特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、以下のとおりそれぞれの機能として報告するものとされています。ただし、当該特定入院料を算定していない場合であっても、それぞれの機能を提供している場合には各機能を選択することができます。

○4つの医療機能

医療機能の名称	医療機能の内容								
高度急性期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 <p>※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <table><tbody><tr><td>・救命救急入院料</td><td>・特定集中治療室管理料</td></tr><tr><td>・ハイケアユニット入院医療管理料</td><td>・脳卒中ケアユニット入院医療管理料</td></tr><tr><td>・小児特定集中治療室管理料</td><td>・新生児特定集中治療室管理料</td></tr><tr><td>・総合周産期特定集中治療室管理料</td><td>・新生児治療回復室入院管理料</td></tr></tbody></table>	・救命救急入院料	・特定集中治療室管理料	・ハイケアユニット入院医療管理料	・脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・小児特定集中治療室管理料	・新生児特定集中治療室管理料	・総合周産期特定集中治療室管理料	・新生児治療回復室入院管理料
・救命救急入院料	・特定集中治療室管理料								
・ハイケアユニット入院医療管理料	・脳卒中ケアユニット入院医療管理料								
・小児特定集中治療室管理料	・新生児特定集中治療室管理料								
・総合周産期特定集中治療室管理料	・新生児治療回復室入院管理料								
急性期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能 <p>※算定する特定入院料の例 ・地域包括ケア病棟入院料</p>								
回復期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能） <p>※算定する特定入院料の例</p> <table><tbody><tr><td>・地域包括ケア病棟入院料</td><td>・回復期リハビリテーション病棟入院料</td></tr></tbody></table>	・地域包括ケア病棟入院料	・回復期リハビリテーション病棟入院料						
・地域包括ケア病棟入院料	・回復期リハビリテーション病棟入院料								
慢性期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能 <p>※算定する特定入院料の例</p> <table><tbody><tr><td>・特殊疾患入院医療管理料</td><td>・特殊疾患病棟入院料</td></tr><tr><td>・療養病棟入院基本料</td><td>（・地域包括ケア病棟入院料）</td></tr></tbody></table>	・特殊疾患入院医療管理料	・特殊疾患病棟入院料	・療養病棟入院基本料	（・地域包括ケア病棟入院料）				
・特殊疾患入院医療管理料	・特殊疾患病棟入院料								
・療養病棟入院基本料	（・地域包括ケア病棟入院料）								

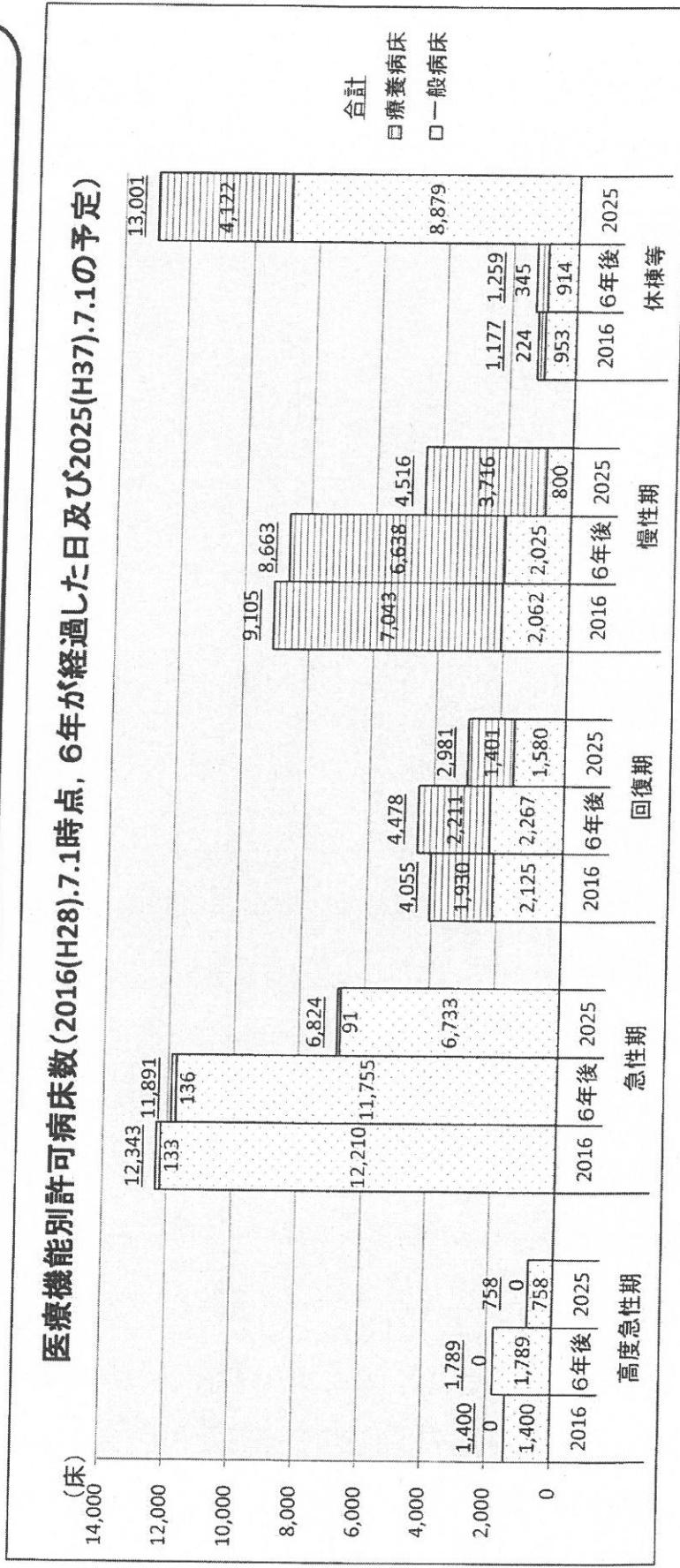
平成28年度

本県医療機関による病床機能報告制度の報告状況

○病床数と病床機能に係る集計結果

報告対象となる病院214施設、有床診療所326施設のうち、平成29年3月31日までに、病院212施設(99.1%)、有床診療所312施設(95.7%)が報告。
平成29年3月31日までに報告があり、病床数、医療機能に関する報告項目に不備がないつた医療機関を対象として集計。(病院211施設、診療所303施設)

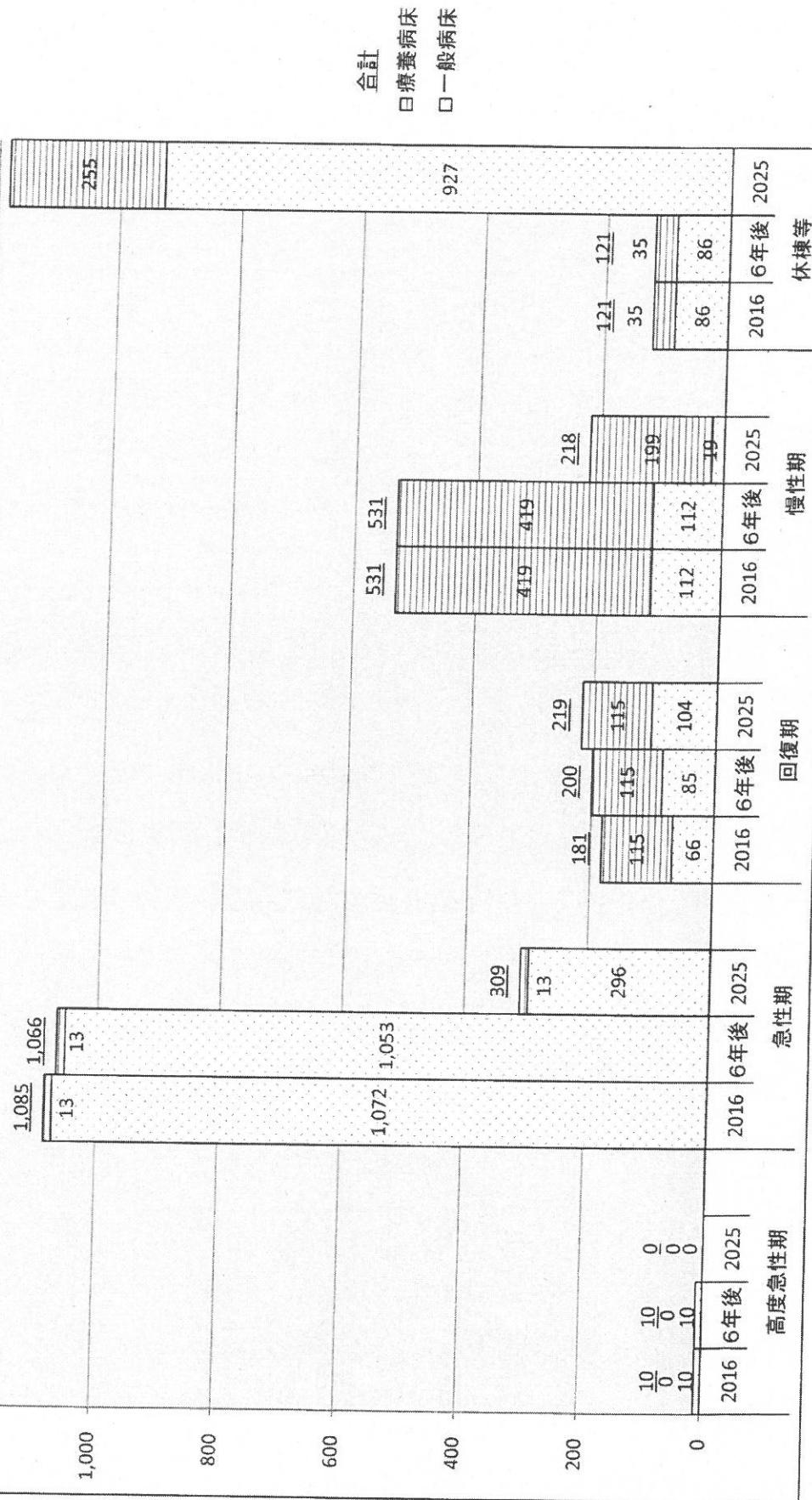
医療機能別許可病床数(2016(H28).7.1時点、6年が経過した日及び2025(H37).7.1の予定)



※2025年は任意回答であり、休棟等に無回答を含む。
集計対象許可病床数 一般病床...18,750床、療養病床...9,330床 合計28,080床

奄美保健医療圏

(床) 医療機能別許可病床数(2016(H28).7.1時点、6年が経過した日及び2025(H37).7.10予定)
1,182



※2025年は任意回答であり、休棟等に無回答を含む。
集計対象許可病床数 一般病床...1,346床、療養病床...582床 合計1,928床

【奄美保健医療圏】 H28病床機能報告制度集計結果(H29.3.31時点)

医療機関名	市町村	2016(H28)年7月1日現在の医療機能					
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
1 沖永良部徳洲会病院	46534大島郡知名町	0	62	0	70	0	132
2 県立大島病院	46222奄美市	10	321	0	0	50	381
3 徳之島徳州会病院	46530大島郡徳之島町	0	120	0	79	0	199
4 瀬戸内徳洲会病院	46525大島郡瀬戸内町	0	60	0	0	0	60
5 笠利病院	46222奄美市	0	0	0	89	0	89
6 国立療養所奄美和光園	46222奄美市	0	4	0	0	0	4
7 名瀬徳洲会病院	46222奄美市	0	125	0	145	0	270
8 喜界徳洲会病院	46529大島郡喜界町	0	40	0	49	0	89
9 宮上病院	46530大島郡徳之島町	0	41	0	0	0	41
10 奄美中央病院	46222奄美市	0	55	55	0	0	110
11 与論徳洲会病院	46535大島郡与論町	0	49	0	32	0	81
12 大島郡医師会病院	46222奄美市	0	33	115	40	0	188
13 大島保養院	46525大島郡瀬戸内町	0	0	0	0	12	12
14 朝戸医院	46533大島郡和泊町	0	0	0	19	0	19
15 喜界町国民健康保険診療所	46529大島郡喜界町	0	0	0	0	19	19
16 徳之島診療所	46530大島郡徳之島町	0	19	0	0	0	19
17 記念クリニック奄美	46222奄美市	0	0	11	0	0	11
18 益田泌尿器科医院	46222奄美市	0	19	0	0	0	19
19 朝沼クリニック	46222奄美市	0	18	0	0	0	18
20 南大島診療所	46525大島郡瀬戸内町	0	8	0	0	0	8
21 嘉川医院	46222奄美市	0	0	0	0	19	19
22 和光整形外科	46222奄美市	0	19	0	0	0	19
23 むかいクリニック	46222奄美市	0	19	0	0	0	19
24 いづはら医院	46525大島郡瀬戸内町	0	19	0	0	0	19
25 奄美市笠利国民健康保険診療所	46222奄美市	0	0	0	0	19	19
26 大蔵医院	46534大島郡知名町	0	16	0	0	0	16
27 国民健康保険大和診療所	46523大島郡大和村	0	0	0	0	2	2
28 瀬戸内町へき地診療所	46525大島郡瀬戸内町	0	19	0	0	0	19
29 本部医院	46534大島郡知名町	0	19	0	0	0	19
30 龍美クリニック	46535大島郡与論町	0	0	0	8	0	8
	計	10	1,085	181	531	121	1,928

【奄美保健医療圏】 H28病床機能報告制度集計結果(H29.3.31時点)

医療機関名	市町村	2016(H28)年7月1日時点から6年経過した時点の医療機能					
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
1 沖永良部徳洲会病院	46534大島郡知名町	0	62	0	70	0	132
2 県立大島病院	46222奄美市	10	321	0	0	50	381
3 徳之島徳州会病院	46530大島郡徳之島町	0	120	0	79	0	199
4 瀬戸内徳洲会病院	46525大島郡瀬戸内町	0	60	0	0	0	60
5 笠利病院	46222奄美市	0	0	0	89	0	89
6 国立療養所奄美和光園	46222奄美市	0	4	0	0	0	4
7 名瀬徳洲会病院	46222奄美市	0	125	0	145	0	270
8 喜界徳洲会病院	46529大島郡喜界町	0	40	0	49	0	89
9 宮上病院	46530大島郡徳之島町	0	41	0	0	0	41
10 奄美中央病院	46222奄美市	0	55	55	0	0	110
11 与論徳洲会病院	46535大島郡与論町	0	49	0	32	0	81
12 大島郡医師会病院	46222奄美市	0	33	115	40	0	188
13 大島保養院	46525大島郡瀬戸内町	0	0	0	0	12	12
14 朝戸医院	46533大島郡和泊町	0	0	0	19	0	19
15 喜界町国民健康保険診療所	46529大島郡喜界町	0	0	0	0	19	19
16 徳之島診療所	46530大島郡徳之島町	0	19	0	0	0	19
17 記念クリニック奄美	46222奄美市	0	0	11	0	0	11
18 益田泌尿器科医院	46222奄美市	0	19	0	0	0	19
19 朝沼クリニック	46222奄美市	0	18	0	0	0	18
20 南大島診療所	46525大島郡瀬戸内町	0	8	0	0	0	8
21 嘉川医院	46222奄美市	0	0	0	0	19	19
22 和光整形外科	46222奄美市	0	19	0	0	0	19
23 むかいクリニック	46222奄美市	0	19	0	0	0	19
24 いづはら医院	46525大島郡瀬戸内町	0	0	19	0	0	19
25 奄美市笠利国民健康保険診療所	46222奄美市	0	0	0	0	19	19
26 大蔵医院	46534大島郡知名町	0	16	0	0	0	16
27 国民健康保険大和診療所	46523大島郡大和村	0	0	0	0	2	2
28 瀬戸内町へき地診療所	46525大島郡瀬戸内町	0	19	0	0	0	19
29 本部医院	46534大島郡知名町	0	19	0	0	0	19
30 龍美クリニック	46535大島郡与論町	0	0	0	8	0	8
	計	10	1,066	200	531	121	1,928